令和２年４月１日
～東京都北区作成～

事業系ごみの分別ガイドライン

事業系一般廃棄物	可燃ごみ	①生ごみ	・茶ガラ・コーヒーかす ・食べ残し
		②紙くず	・使用済みのティッシュ ・汚れた紙・カーボン紙 ・シールやラベルの台紙 ・写真（専用印刷紙） ・アルミコーティングしてある飲料紙パック
		③その他の可燃ごみ 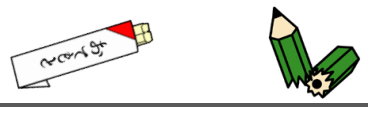	・割り箸 ・鉛筆などの木製品
産業廃棄物	プラごみ	④プラスチック類	・コンビニ弁当の容器 ・お菓子の袋・レジ袋 ・発泡スチロール ・ラップ ・プラスチック製品（文具やバインダー等） ・飲料用以外のペットボトル
	金属・ガラス・陶器ごみ	⑤金属等 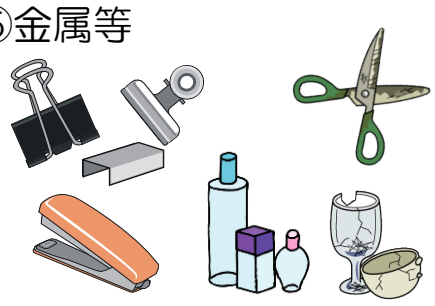	・金属製品（文具など） ・アルミホイル ・コップやグラスなどのガラス製品 ・茶碗などの陶器 ・化粧品など飲料用以外の「びん」や「缶」
	電池	⑥電池 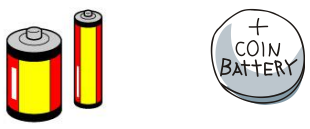	・アルカリ乾電池・マンガン乾電池・ボタン電池 ・コイン型電池 ※充電池は発火の恐れがあります。販売店の回収をご利用ください。
	びん・缶・ペットボトル	⑦飲料用 びん・缶・ペットボトル	・中身のない飲料用のびん・アルミ缶・スチール缶・ペットボトル ※販売店で無料回収している場合があります。販売店の回収ルールで出すこともできます。
資源ごみ	紙類	⑧紙類	・新聞 ・雑誌 ・ダンボール ・書類 ※バラバラにならないように紙袋に入れたり、ひもで縛って出してください。 ※汚れている場合は可燃ごみとなります。

・上記の分別は参考です。廃棄物処理業者の処理方法や資源化により分別が異なる場合があります。
・大型のごみ（トランクケースなど）は廃棄物処理業者にご相談ください。
・廃棄物処理業の許可を持たない業者に依頼した場合、依頼した事業者（個人）も廃棄物処理法違反となる場合があります。

お問い合わせ　東京都北区生活環境部北区清掃事務所事業管理係　03（3913）3077